

3 4 中山間地域等直接支払制度 25 年度

協定締結数 370
 交付面積 3,448 ha

- 本制度は、中山間地域等の多面的機能の維持や耕作放棄地の発生防止のため、平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等で農作業等を営む農業者等に対して、平地との生産コストの差を支払うものである。
- 平成 25 年度は、18 市町で取り組まれ、協定締結数は 370、交付面積は 3,448ha であった。
- 10ha 未満の集落協定割合が 9 割近くを占め、小規模の協定が多い。

●市町での取組状況

年度末		交付市町数	協定締結数	交付面積
2 期	平成 21	20	466	4,154ha
3 期	22	18	364	3,414ha
	23	18	368	3,448ha
	24	18	369	3,458ha
	25	18	370	3,448ha

出典：静岡県農山村共生課調べ

●集落規模別協定割合 (単位：%)

年度末		5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20ha 以上
2 期	平成 21	63.1	22.2	8.6	6.1
3 期	22	60.1	25.2	9.4	5.2
	23	59.5	25.5	9.9	5.2
	24	59.0	25.7	10.1	5.2
	25	59.4	25.3	10.1	5.2

出典：静岡県農山村共生課調べ

- ※平成 22～26 年度までが本制度の「第 3 期対策」、27 年度から新たに「第 4 期対策」がスタートする。
- ※「第 4 期対策」では、新たな加算制度や交付金返還の免除の項目が追加するなど、より利用しやすい制度となった。